

# 岐阜県高山市の福祉観光都市政策の変遷<sup>†</sup>

## — 高山市総合計画による分析 —

伊 藤 薫\*

### 概 要

福祉観光政策に先駆的に取り組んだ岐阜県高山市の政策効果を検証するための基礎的な分析として、下記の4つの課題に取り組んだ。高山市総合計画の変遷を把握することが中心課題であるが、総合計画は「市政の大方針を市が表明したもの」であり、これら研究課題にふさわしい。

**研究課題1：福祉観光都市政策の必要性を日本の人口と旅行者数の将来推計から明らかにすること**

21世紀において日本の人口は2010年の約1億2,800万人から2060年の約8,700万人へ大幅に減少することがほぼ確実であり、同時に2010年から2030年の期間でも宿泊旅行は16.9%の減少が予測されている。高齢旅行者が増加する21世紀の日本においては、高齢者家族の随伴旅行も考慮すると、福祉観光都市政策が一層重要となる。

**研究課題2：ユニバーサルツーリズムの全国的な取り組みを整理すること**

国土交通省、観光庁は2008年から各種の委員会、検討会で研究を続け、誰もが気兼ねなく参加できる旅行を目指すユニバーサルツーリズムの促進政策を研究してきた。2008年国土交通省の検討会では、高山市は先進都市の例として高い評価を受けている。一方で、地域の「受入拠点」を重視、研究する最近の検討会においては、高山市は文書に現れなくなっている。

**研究課題3：地方自治法における総合計画の位置づけの変化を整理すること**

1947年の地方自治法の制定時には定めがないが、1969年の改正で「基本構想」の策定が市町村においては義務づけられ、総合的かつ計画的な行政がこれに即して行うこととされた。2011年の地方自治法の改正で、地方分権推進の観点から上記の規定は削除された。

**研究課題4：高山市総合計画における福祉観光都市政策の変遷を整理すること**

高山市の総合計画は、1969年の第1次総合計画から2015年の第8次総合計画までが策定された。総合計画の文中にバリアフリーあるいはノーマライゼーションという用語が初めて使用されたのは第6次総合計画（1996年）の基本計画である。しかし、第5次総合計画（1991年）において、相当する施策が既に盛り込まれている。2001年策定の第6次総合計画〈後期〉においては、基本計画の①「視点」に「バリアフリーのまちづくり」が、また②項目名に「バリアフリー」が、③施策として「福祉観光都市」が現れている。以上は、高山市の総合計画を通じて唯一のことである。市町村合併後の初の総合計画である、2005年策定の第7次総合計画においては、まちづくりの基本理念が「住みよいまちは 行きよいまち」と定められた。バリアフリーの用語の使用例は少なくなり、ユニバーサルデザインの使用例が優勢となった。2015年策定の第8次総合計画においては、やはりユニバーサルデザインの使用が優勢となっているが、市政の幅広い分野で使用されるようになってきている。

こうした一連の高山市の努力によって、高山市は国を始め様々な機関から表彰を受けることとなった。

<sup>†</sup> 本研究は、日本中小企業学会2015年度第1回中部部会（2015年5月30日、愛知学院大学）で報告した「岐阜県高山市の福祉観光都市政策の変遷について—高山市総合計画による分析—」を修正したものである。当日の参加者から貴重なコメントを多数いただき、感謝します。本研究は、①平成26年度岐阜聖徳学園大学経済情報学部研究助成（特別研究）（研究課題：岐阜県と東海地域の産業と人口に関する基礎的研究（その5）、研究代表者：伊藤薫）、及び②平成27年度日本学術振興会科学研究費補助金基盤研究(C)（研究課題：21世紀の高齢化社会における岐阜県高山市の福祉観光都市政策の評価と今後の展望、課題番号：15K01971、研究代表者：伊藤薫）のそれぞれ一部を使用して実施した。本報告のために、取材で高山市の各関係機関、住民の皆様をはじめ多数の方々にお世話になった。記して感謝いたします。しかし言うまでもなく、本報告に含まれる誤りは、全て筆者の責に負うものである。

\* 岐阜聖徳学園大学経済情報学部。連絡先：kitoh@gifu.shotoku.ac.jp

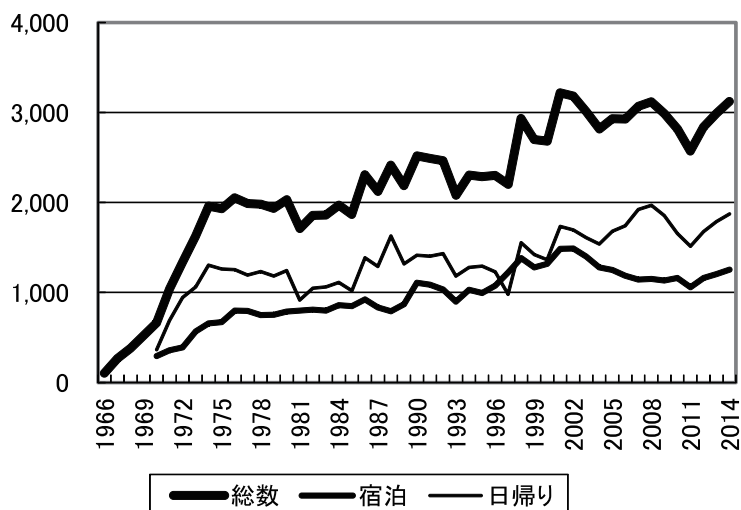
## 1. はじめに

### 1.1 研究課題

岐阜県高山市は、第2次世界大戦後に日本で最も成功した観光地の一つである。高山市の「観光統計」によれば、旧・高山市の入込観光客数は、1966年に10万2千人であったが、1974年までに急増し195万9千人に達した（図1-1参照）。その後は、1980年前後の停滞の時期もあったが入込観光客数は着実に増加を続け、2001年に321万8千人で最高を記録した。その後は2008年のリーマンショック、2011年の東日本大震災で落ち込みがあったが、2014年は312万3千人までに回復している。なお2005年2月1日の周辺9市町村との合併後の現・高山市の市域では、2007年の434万5千人が最高であり、2014年は402万5千人であった。このように過去50年を振り返ると、観光地としての高山市が、大成功を収めてきたことに疑いはない。

しかし第2節で述べるように、21世紀の日本においては高齢化に伴う人口減少と観光客数の減少が予測されている。そこで21世紀の観光客確保の観光地戦略の一つとして、筆者は福祉観光都市政策、バリアフリー観光の充実、あるいはユニバーサルツーリズムの促進が重要となってくると考える。

高山市は1990年代当初の観光客数の減少を契機として、1996年に障がい者のモニターツアーを開始した。2001年3月策定の高山市第6次総合計画〈後期〉に「福祉観光都市」が現れ、また市長自ら雑誌記事のタイトルに「福祉観光都市」（土野守[2000]）を使うなど、



注) 高山市は、2005年2月1日に合併。単位は千人。

最大値は、総数3,218千人（2001年）、宿泊1,488千人（2002年）、日帰り1,968千人（2008年）である。

出所) 高山市商工観光部観光課『平成26年観光統計』より筆者作成。

図1-1 旧・高山市の観光客入込み数  
(1966年～2014年)

積極的にバリアフリーの街づくりと観光客増加策を取ってきた。2005年制定の高山市第7次総合計画においては、「住みよいまちは 行きよいまち」という優れた基本理念が定められた。民間サイドにおいても、ホテルがユニバーサルルームを設置したり、構造上バリアフリーに取り組みにくい日本旅館がソフトの対応で障がい者、高齢者を迎えたりするなど、様々な取り組みがなされてきた。こうした努力が果たして、実際に観光客の増加をもたらしたか否かを検証するのが、科学研究費補助金の支給を受けた筆者の今後の研究の大テーマである（研究課題：21世紀の高齢化社会における岐阜県高山市の福祉観光都市政策の評価と今後の展望）。

本研究はその基礎的な分析として、以下の研究課題に取り組む。

**研究課題 1：福祉観光都市政策の必要性を日本の人口と旅行者数の将来推計から明らかにすること**

**研究課題 2：ユニバーサルツーリズムの全国的な取り組みを整理すること**

**研究課題 3：地方自治法における総合計画の位置づけの変化を整理すること**

**研究課題 4：高山市総合計画における福祉観光都市政策の変遷を整理すること**

先行研究について述べる。

高山市の福祉観光都市政策については、参考文献に示したように多数の先行研究や文献がある（伊藤薫 [2015] も参照）。しかし高山市の福祉観光都市政策について総合計画から分析した論文は未見である。

「福祉観光都市」という用語を使用した記事のタイトルの初出は、山本誠 [1998] である。これによれば「市はこれからの目標を「生活並存型福祉観光都市」、言い換えれば市民と旅行者が行政サービスの連帯受益者となり得る、高いレベルの福祉の充実と観光活性化を合わせて達成しようとしているのです」。市長の言葉としては、調べた限りでは土野守 [2000] が初出であり、「今、二十一世紀に向けて「人集い、ふれあう交流のまちづくり」「安心・安全・快適なバリアフリーのまちづくり」をさらに進め、人に優しい『福祉観光都市』目指してまいります」と表明されている。

1996年に始まったモニターツアーについては、山本誠 [2003] が基礎文献であり、観光客の減少に対して高齢化という日本の将来を見据えた対応策を取ったという始まりの経過ばかりでなく、人々の戸惑った対応など障がい者福祉の観点からも非常に参考になる。その後のモニターツアーについては森田美佐子・川原晋 [2013] が詳しく、モニターツアーの時期を、1996年から2000年までの移動の円滑化が目的の第1期と情報提供やPRが目的の第2期に分けている。

## 1.2 研究方法と研究の意義

高山市の福祉観光都市政策の変遷を分析するために、なぜ総合計画が最適なのであろうか。市町村の総合計画は、第4節で説明するように、削除前の地方自治法第2条第4項に

においては「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない」と定められていた。総合計画は市長が中心になって立案し、市民の代表たる議会の議決を経ることとされ、市町村において最高の位置づけを持った計画である。すなわち総合計画は「市政の大方針を市が表明したもの」であるといえる。その変遷の分析は、本研究にまことに相応しい研究手法であると考えられるものである。

本研究の意義は、以下の4点があると考えられる。

第1に、福祉観光都市政策、バリアフリー観光の充実、あるいはユニバーサルツーリズムの促進は、高山市だけに止まらず全国の観光地に共通の政策課題であること。第2に、高齢化の進展が一層進むことが確実な日本においては、観光地における福祉観光都市政策は21世紀を通じて特に重要な政策課題であること。第3に、福祉観光都市政策は、観光産業にとって重要であるばかりでなく、市民生活の向上にとっても重要な課題であること。第4に、観光地の個々の観光業者はお互いに競争をし、他の観光地に対しては協力してその観光地の競争力を高めようと重層的に行動しているが、高山市においては行政を中心とした協力の重要な形態の一つが福祉観光都市政策であること。

## 2. 福祉観光政策の必要性：日本の人口と旅行者数の将来推計

### 2.1 日本人口の将来推計

日本人口の将来推計は、国立社会保障・人口問題研究所によって5年ごとの国勢調査の終了後に毎回実施されてきた。最新の推計結果は、2012年1月推計である。出生率と死亡率についてそれぞれ高位、中位、低位の仮定があるが、通常使用されている出生率が中位、死亡率が中位の推計結果を表2-1に示す。

表2-1 国立社会保障・人口問題研究所による日本の将来推計人口

(平成24年1月推計)

年次	人口(千人)				構成比(%)			
	総数	0～14歳	15～64歳	65歳以上	総数	0～14歳	15～64歳	65歳以上
2010年	128,057	16,839	81,735	29,484	100.0	13.1	63.8	23.0
2020年	124,100	14,568	73,408	36,124	100.0	11.7	59.2	29.1
2030年	116,618	12,039	67,730	36,849	100.0	10.3	58.1	31.6
2040年	107,276	10,732	57,866	38,678	100.0	10.0	53.9	36.1
2050年	97,076	9,387	50,013	37,676	100.0	9.7	51.5	38.8
2060年	86,737	7,912	44,183	34,642	100.0	9.1	50.9	39.9

注) 各年10月1日人口。出生中位、死亡中位のケースによる。

2010年は、総務省統計局『平成22年国勢調査による基準人口』(国籍・性別「不詳人口」をあん分補正した人口)による。

出所) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」2012年1月の表1-1(p.15)から筆者作成。

この2012年1月推計結果で今後の変化の大勢をみてみよう。10年ごとの数値においては、①日本人口は、2010年の128,057千人をピークに、2060年に86,737千人まで減少を続ける。②0-14歳人口と15-64歳人口については、絶対数が減少すると共に、構成比も低下する。③65歳以上人口については、2010年29,484千人から2040年の38,678千人に増加し、2060年は34,642千人に減少するが、構成比は上昇を続け、2060年は39.9%に達する。

なお総務省統計局「人口推計」による2014年10月の人口推計結果によれば、65歳以上人口は既に3,300万人（26.0%）であり、うち75歳以上人口は1,592万人（12.5%）とされている。

## 2.2 日本の観光客数の将来推計

それでは、日本の観光客数は増加するであろうか、横ばいであろうか、減少するであろうか。これについては、日本政策投資銀行の宿泊旅行の予測結果が公表されている（日本政策投資銀行[2012]）<sup>(注1)</sup>。

その「国内宿泊需要の見通し」は、以下のように述べられている（p.10）。

- 国内宿泊需要の中長期的な見通しを宿泊旅行参加回数で予測すると、生産年齢人口等の推移から、2010年から2030年（20年間）で▲16.9%減少するという結果になった。
- 国内宿泊需要については、邦人シニア層（とりわけ団塊の世代）による需要拡大への期待がある。しかし宿泊旅行参加回数の多い60～69歳の人口は、団塊の世代（1947年～1949年生まれ）が70歳に移行し始める2017年を境に減少に転ずるため、邦人シニア層による下支えには限界がある。
- 以上から、観光旅行の宿泊需要は、年間延べ数千万人の単位で減少する可能性がある。このため、国内需要に限って言えば、観光業界の地盤沈下を防ぐには、さらなる需要獲得の方策を講ずるか、需給調整を行うか、あるいはその双方に取り組む必要があるということになる。

以上の結果のうち、推計結果の数値を具体的に記述すると、「全国ベースの宿泊旅行延べ参加回数は、2010年の1億3,800万回、2030年の1億1,500万回に▲16.9%減少するという結果になった。」（p.12）とされている。長期的には、減少数はさらに大きな数字となるであろう。

## 2.3 21世紀における福祉観光都市政策の重要性

21世紀の日本においては、総人口が減少する中で、65歳以上の高齢者数の増加が見込まれ、また人口に占める構成比も上昇する。すなわち高齢の観光客が現在以上に増加することは確実である。その一方、0-14歳人口と15-64歳人口は50年後に半減するので、この年齢階層の観光客は減少が見込まれる。この人口予測を織り込んだ「全国ベースの宿泊旅行延べ参加回数」の予測は、2010年の1億3,800万回から2030年の1億1,500万回へ



と2,300万回の減少、16.9%の減少が見込まれている。

以上から、21世紀の日本においては、宿泊旅行の総数が減少し、旅行需要が縮小する中で、高齢者の旅行が増加することがほぼ確実である。また高齢者の旅行随伴者（二世世代家族、三世世代家族）の旅行需要も増加が見込まれる。すなわち観光地としてはいかに高齢旅行者の需要に対応できるかが、21世紀の重要な課題となる。高齢者は足腰が弱い人の割合が高く、車椅子使用者の割合が増える。様々な身体的障がいや精神的な障がいを持っているであろう。この点で、筆者は、福祉観光都市政策の企画・実施、バリアフリー観光の充実、あるいはユニバーサルツーリズムの促進が、今後の観光地の盛衰を決定する重要な要素の一つとなると考えるものである。

### 3. ユニバーサルツーリズムの全国的な取り組み

高山市の福祉観光都市政策については第5節で述べることとし、本節では主に観光庁の資料から国のユニバーサルツーリズムの促進政策について述べる。

観光庁のホームページ<sup>(註2)</sup>に掲載されている資料は以下のものである。全てダウンロードが可能である。これらの資料は、そのための委員会あるいは検討会が設置され、大学関係者、地域の代表者、旅行業界関係者などが参加している。

資料1-1：国土交通省総合政策局「誰もが旅行を楽しめる環境づくりのために～観光のユニバーサルデザイン化をめざして～」2008年3月、8ページ。

資料1-2：国土交通省総合政策局「観光のユニバーサルデザイン化 手引き集～誰もが旅行を楽しめる環境づくりのために～」2008年3月、51ページ。

資料2-1：観光庁観光産業課「ユニバーサルツーリズムにおけるサービス提供に関する調査【概要】」2012年3月、14ページ。

資料2-2：観光庁観光産業課「ユニバーサルツーリズムにおけるサービス提供に関する調査報告書」2012年3月、41ページ。

資料3-1：観光庁観光産業課「ユニバーサルツーリズム促進に向けた地域活動実態調査【概要】」2013年3月、18ページ。

資料3-2：観光庁観光産業課「ユニバーサルツーリズム促進に向けた地域活動実態調査報告書」2013年3月、本文32ページ、別に参考資料付き。

資料4-1：観光庁観光産業課「ユニバーサルツーリズムの普及・促進に関する調査報告書」2014年3月、本文58ページ。

資料4-2：観光庁観光産業課「ユニバーサルツーリズムに対応した観光地づくり（バリアフリー観光地づくり）のための地域の受入体制強化マニュアル」2014年3月、32ページ。

観光庁のユニバーサルツーリズムの定義であるが、「ユニバーサルツーリズムとは、すべての人が楽しめるよう創られた旅行であり、高齢や障がい等の有無にかかわらず、誰も

が気兼ねなく参加できる旅行を目指しています」とされている(観光庁Webページによる)。

観光立国推進基本計画(2012年3月)に政府の「ユニバーサルデザインの考え方に基づく観光の促進」が述べられている(資料3-2、参考資料による)。その説明には「観光産業だけでなく、地方自治体やNPO、他の産業等の幅広い関係者による協力のもと、高齢者や障害者が安心して参加できるユニバーサルツーリズムを促進するため、関係者間において地域における先進的な取組や問題解決に向けた取組を共有し、それぞれが段階的に向上していくための仕組みを平成24年度に検討し、その普及に向けた取組を行う」。

さて上記の8種類の資料を要約することは非常に難しい。そこで、この中から得られる特徴を3点挙げる。

特徴1: 資料1-1と資料1-2では、高山市は先進地域の例として記述されている。例えば、下記がある。しかし、資料2-1から資料4-2には、高山市の記述は現れない。

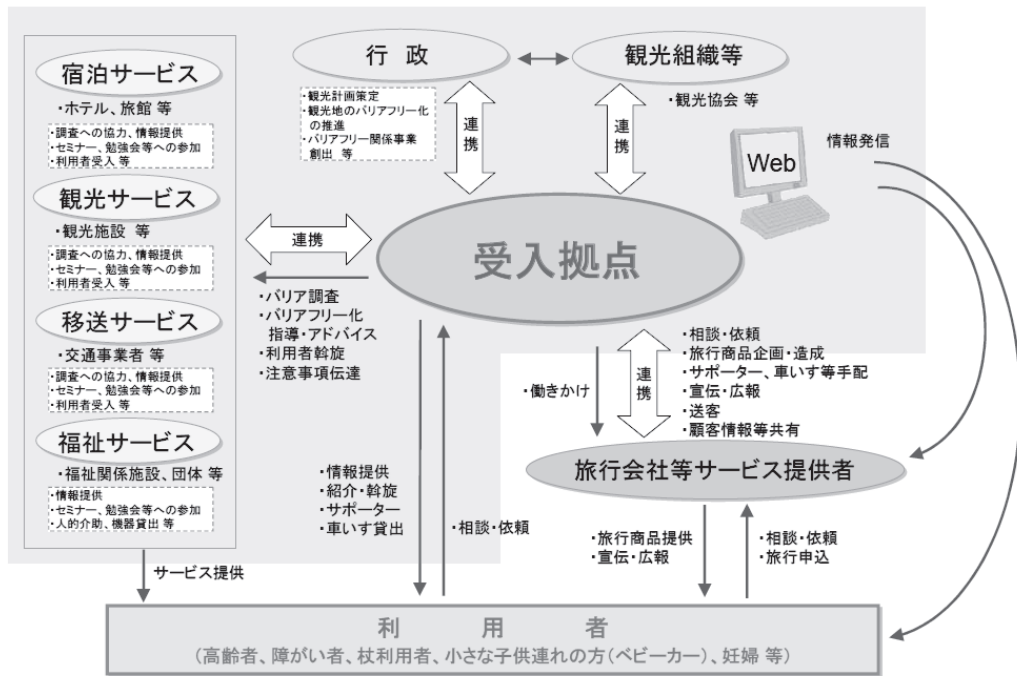
例1: 実際、岐阜県高山市などでは、「高齢者や障害者に配慮した観光政策」を観光活性化の最優先テーマとして設定し、誰もが訪れやすいまちづくりを進めた結果、観光入込み数を着実に増やしています(資料1-1、p.2、資料1-2、p.4)。

例2: これらは暮らしやすい住環境作りのための施策であり、「住みよいまちは、行きよいまち」と言われるように、その結果として旅行者にも訪れやすい地域になるといった視点が重要である。(資料1-2、p.13、下線は原資料による。参考事例として、高山市におけるバリア解消に向けた主な施策として、道路の段差解消・歩車共存型道路整備6項目が例示されている)

特徴2: 地域の受入拠点づくりの重要性が強調されている(資料4-1、p.2、図3-1参照)。その説明に「ユニバーサルツーリズムの普及・促進のためには、地方自治体、NPO等の幅広い関係者の協力の下、地域の受入体制を強化する取組が必要である。地域の受入体制を強化する上では、地域の観光に関連したバリアフリー情報の収集、発信等を行い、行政や地域の観光、宿泊、移送、福祉等の関係者とネットワークを持つことにより、旅行者や旅行者からの問い合わせや相談に適切に対応することができる窓口機能を有する組織づくり(受入拠点づくり)が重要となる」(資料4-1、p.2)。

この受入拠点の先進例として、伊勢志摩バリアフリーツアーセンターや神戸ユニバーサルツアーセンターがしばしば登場する。

特徴3: 各種の実例報告が豊富である。高山市の紹介(資料1-1、資料1-2)を始め、県連する法令・基準等(資料1-2)、受入拠点の先進例(資料1-2、資料4-1、資料4-2)、地域の支援組織の一覧表(資料3-2)、国内外のユニバーサルツーリズムに関する事例について(資料3-2)、宿泊施設、観光施設の主な設備におけるバリアフリー状況チェックリスト(資料3-2)、旅行商品の事例(資料4-1)など、豊富な資料が満載である。



(出所) 観光庁観光産業課「ユニバーサルツーリズムの普及・促進に関する調査報告書」2014年3月、p. 2

図3-1 地域の受入体制

なお近年、バリアフリー旅行あるいはユニバーサルツーリズムに関連する新聞記事がしばしば登場するようになってきた<sup>(注3)</sup>。日本各地で、観光地のNPOなど、送り出し地域のNPOなど、輸送機関などにより様々な努力が重ねられてきたことが分かる。

#### 4. 市町村の総合計画とは何か

##### 4.1 地方自治法における市町村の総合計画の定め

第4節では、地方自治法における市町村の総合計画の位置づけを明確にする。3つの時期に分けられる。

時期1 (1947年から) : 1947年の地方自治法制定時には、基本構想あるいは総合計画の策定について、条文には何らの定めがなく、普通地方公共団体(都道府県と市町村)は任意に策定していた。

時期2(1969年から) : 現在は地方自治法から削除された条文であるが、1969年3月25日公布・施行の地方自治法改正(昭和四十四年法律第二号)により、地方自治法第2条第5項(後に地方自治法第2条第4項に改訂)が追加され、総合計画の策定が市町村に義務付けられた(都道府県については、定めがない)。その条文を紹介すると、「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行



政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない」である。

この条文を根拠として、市町村は基本構想を始めとする総合計画を策定してきた。すなわち総合計画は「市政の大方針を市が表明したもの」であるといえる。

時期3（2011年から）：地方自治法第2条第4項は、「地方自治法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十五号）」が2011年5月2日に公布後、2011年8月1日に施行され、この規定が廃止された。そこで、現在では市町村は基本構想を策定する法律的な義務はない。市町村独自の判断で策定することとなっているのである。

以下では、時期1から時期3までの経過を分かりやすく整理している（公益財団法人）東京市町村自治調査会 [2013] を抜粋、要約して引用する。

時期1：1947年から

- ・1960年頃から経済の高度成長を背景として市町村においても工業開発を中心とする地域開発への関心が高まり、総合開発計画といった性格の計画が策定され始めた。また、1965年頃には約半数の府県において、市町村が作る総合開発計画の作成要領を作成し、市町村に対して総合開発計画作成の推進・指導を行っていた（財団法人国土計画協会「市町村計画策定方法研究報告」1966年3月）。

時期2：1969年から2010年

- ・こうしたなかで、旧自治省から財団法人国土計画協会への委託調査として新たな市町村計画のあり方に関する調査研究が行われ、1966年3月にその成果が「市町村計画策定方法研究報告」（以下、「研究報告」という。）として取りまとめられ、公表された。
- ・この「研究報告」の内容を基礎として、1969年の地方自治法改正により、市町村における基本構想の策定義務づけに係る規定が設けられた。同報告であるべき市町村計画の原型として示されている「基本構想－基本計画－実施計画」の計画体系のうち、その最上位に位置する基本構想の策定が法的に義務付けられたことで、多くの市町村が同報告の計画体系にそって市町村計画を策定することとなったと考えられる。
- ・「研究報告」では「基本構想－基本計画－実施計画」の計画体系を市町村のあるべき計画体系として示しており、各計画について概ね以下のようなものであるべきであるとしている。

表4-1 「研究報告」で示されている計画体系

計画名称	性 格	計画期間
基本構想	市町村または市町村の存する地域における将来の目標及び目標達成のための基本的施策を明らかにし、基本計画及び実施計画の基礎となるべきもの	概ね10年
基本計画	地域の将来の目標及びその目標に到達するための市町村の施策の大綱を体系づけて取りまとめたもの	概ね5年
実施計画	基本計画で定められた市町村の施策の大綱を市町村が現実の行財政の中においてどのように実施していくかを明らかにするためのもの	概ね3年

原出所) 財団法人国土計画協会「市町村計画策定方法研究報告」昭和41年3月より作成

出 所) 公益財団法人東京市町村自治調査会『市町村の総合計画のマネジメントに関する調査研究報告書』2013年3月、p.7の図表Ⅲ-1。

### 時期3：2011年から

- ・地方自治法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十五号）が2011年5月2日に公布・2011年8月1日に施行され、地方自治法第2条第4項の規定が削除された。
- ・平成23年法律第35号による法改正の発端は、2007年5月の地方分権改革推進委員会「地方分権改革推進にあたっての基本的な考え方―地方が主役の国づくり―」まで遡ることとなる。
- ・「基礎自治体優先」「明快、簡素・効率」「自由と責任、自立と連帯」などを地方分権の基本原則として掲げたこの考えの中で、「義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大」の一項目として「個別法令による地方自治体に対する事務の義務づけについて、撤廃・緩和するよう見直し」する方針が定められた。
- ・上記を踏まえ、地方分権推進委員会の第一次報告（2008年5月）では、法制的な仕組みの横断的な見直しの中で、「地方自治体に義務づけ・枠付けをしているもののうち、国による義務付けを許容するメルクマール（判断基準）に沿わないものは、原則廃止する」方針を打ち出した。
- ・これに基づき、各省庁に対する実態調査の実施、各省庁との折衝、全国知事会からの提言などを踏まえながら、地方分権推進委員会の第三次勧告（2009年10月）では「計画の策定及びその手続きの知自体への義務づけ」については廃止又は単なる奨励へ見直すこととされ、地方自治法第2条第4項の規定は廃止されることと決まった。

#### 4-2 高山市総合計画と地方自治法の規定との対応関係

以上のように、地方自治法における市町村の基本構想に関する規定は、時期1の定めなし、時期2の義務規定、時期3の定めなしに大きく変化してきた。そこで第1次から第8次の高山市総合計画が、法律上あるいは条例上、どのような位置づけで制定されてきたかを整理しよう。その趣旨は、総合計画が高山市運営の基本法規的性格を持つものであって、市運営においては重要な位置を占めるために法律上の位置の確認が重要であるためである。

第1次高山市総合計画は、1968年12月に策定され、1969年から適用された。1968年2月2日付けで高山市総合計画は市長から高山市総合計画審議会に対して諮問され、1968年10月26日付けで答申がなされた。その間に、市役所において重要事項を審議する「市庁議」に関する規程が制定されたが、市庁議の審議事項の一つが市総合計画に関することであった（「高山市民時報」1968年5月26日）。地方自治法第2条第4項の公布・施行は1969年3月25日であるので、地方自治法を根拠に第1次高山市総合計画が制定されているのではない。また東京市町村自治調査会〔2013、p.6〕によれば、1969年9月13日付け自治省行政局長名で「基本構想の策定要領について（通知）」が発出されているが、これに基づいて第1次高山市総合計画が制定されているのではない。以上から第1次高山市総合計画は、最早期に自主的に策定された総合計画の例といえよう。

第2次総合計画（1976年）から第7次総合計画（2005年）までは地方自治法に基づく基本構想を含む総合計画である。

第8次総合計画（平成27（2015）年）は、地方自治法に直接の根拠を持たない総合計画である。根拠条例は、高山市総合計画条例（平成25年12月27日制定・施行、条例第12号）である。条例上、基本構想は定められず、この高山市第8次総合計画では、基本計画、実施計画、財政計画から構成されている。地方自治法改正により、市町村が基本構想を定める義務規定はなくなっているのである。

## 5. 高山市総合計画における福祉観光政策の変遷

### 5.1 高山市総合計画の一覧と分析方法

まず始めに第1次高山市総合計画から第8次総合計画の概要を表5-1に示す。

観光産業は、1969（昭和44）年策定の第1次総合計画で将来都市像が「産業観光都市」とされたように、高山市では現在に至るまで常に重要な位置づけであった。

本研究は、高山市の福祉観光都市政策の変遷を総合計画から把握することが主要な研究課題である。そこで1991（平成3）年策定の第5次総合計画から、福祉観光都市政策に関連する基本用語を調べることで、高山市の福祉観光都市政策の変遷を把握したい。この基本用語としては、バリアフリー（BF）、ノーマライゼーション（NM）、ユニバーサルデザイン（UD）、情報バリアフリー、福祉観光都市の5種類とする。

### 5.2 第5次高山市総合計画における福祉観光都市政策

基礎資料は、高山市『高山市第五次総合計画』1991年3月である。策定時の市長は、平田吉郎（第7代）であった。

この第5次総合計画においては、5種類の基本用語は、1件も見出すことができなかった。

しかし、実質的にバリアフリーを意味する施策は既に盛り込まれている。例えば、〈基本計画〉I. 基本計画 4. 心のかよう福祉のまちづくり 3. 心身障害者(児)福祉(p.110)に「歩道の段差解消など環境の整備を進めます」とあり、後のバリアフリー施策が既に表明されている。

また外国人に対する情報バリアフリーについても、〈基本計画〉I. 基本計画 6. 活力ある産業とふれあいの観光のまちづくり 4. 観光 4. 国際観光都市の推進(p.157)に「外国語による道路案内標識の充実、食堂メニューや土産品説明書の英文併記など身近な情報、キャプテンを活用した観光情報や宿泊情報の提供に努めます」とあり、現在の外国人に対する情報バリアフリー施策に高山市が既に取り組んでいることを示している。

表5-1 高山市総合計画の変遷

区分 (市長)	基本理念	将来都市像 ・主要指標 (人口)	基本施策
第1次 (S44～S50) (元仲辰郎)		産業観光都市 ・主要指標人口 (S50) 65,000人	①産業の振興、②観光の発展と資源の開発、保全、③社会資本の充実、④交通輸送と安全性の確保、⑤人間能力の開発と文化性の向上、⑥土地利用計画、⑦水資源の確保
第2次 (S51～S55) (平田吉郎)		伝統文化を生かし、自然と快適な生活環境との調和のとれた発展をめざす産業観光都市 ・主要指標人口 (S60) 66,000人	①調和のある基盤の創造 ②豊かな市民生活 ③教育文化の向上 ④伝統と特色を生かした産業の振興
第3次 (S56～S60) (平田吉郎)	①歴史的風格を持つ都市づくり ②地域間交流を促す都市づくり ③市民生活の向上を目指す都市づくり	自然を愛し、歴史を培い ゆたかな市民生活と活力ある産業、ふれあいの観光が調和を醸す、伝統的文化都市 ・主要指標人口 (S65) 70,500人	①土地利用の構想 ②より文化的な都市環境の創造 ③より機能的な都市基盤の創造 ④より連帯感がある生活環境の創造 ⑤より豊かな人間性の創造 ⑥より活力ある生産環境の創造
第4次 (S61～H2) (平田吉郎)	第3次と同じ	第3次と同じ ・主要指標人口 (S70) 70,000人	第3次と同じ
第5次 (H3～H12) (平田吉郎) 【基本計画】 (H3～H7)	①歴史的風格を持つまちづくり ②地域の活力を促すまちづくり ③市民生活の向上を目指すまちづくり	自然を愛し、歴史を培い 活力ある産業、ふれあいの観光と豊かな市民生活が調和し創造性あふれる“伝統的文化都市” ・主要指標人口 (H12) 67,500人	(施策の大綱) ①潤いのある都市空間のまちづくり ②快適で安全な生活のまちづくり ③心のかよう福祉のまちづくり ④豊かな心を育む教育、文化のまちづくり ⑤活力ある産業とふれあいの観光のまちづくり
第6次 (H8～H17) (土野守) 【前期】 (H8～H12) 【後期】 (H13～H17)	①自然と調和したおちつきのあるまちづくり ②文化をはぐくむいきがいのあるまちづくり ③もてなしの心にとぎわいのあるまちづくり	緑と歴史の香りに包まれた住みやすく 活力あふれる伝統的文化都市「飛騨高山」 ・主要指標人口 (H17) 67,000人 ・主要指標人口 (H17) 67,700人 (H12.5改訂)	(施策の大綱) ①飛騨の中核として役に立つまちづくり、②快適でやさしさとゆとりのあるまちづくり、③いきがいの思いやりのある福祉のまちづくり、④豊かな心をはぐくみ伝統文化の香るまちづくり、⑤ふれあいと交流の豊かな活力あるまちづくり、⑥市民参加のわかりやすいまちづくり
第7次 (H17～H26) (土野守) 【前期】 (H17～H21) 【後期】 (H22～H26)	住みよいまちは 行きよいまち	やさしさと活力にあふれるまち「飛騨高山」 ・主要指標人口 (H26) 100,000人 ・主要指標人口 (H26) 95,000人 (H21.12改訂)	(まちづくりの基本施策) ①計画的な土地利用を目指して ②「やさしさ」のあるまちをめざして ③「すみよさ」のあるまちをめざして ④「にぎわい」のあるまちをめざして ⑤「ゆたかさ」のあるまちをめざして ⑥個性のあるまちをめざして ⑦構想の着実な推進をめざして
第8次 (H27～H36) (國島芳明) 【前期】 (H27～H31) 【後期】 (H32～H36)	市民が主役という考えのもと、多様な主体が「協働」してまちづくりに取り組むとともに、先人たちが築き上げてきたまちの財産を継承しながら、新たなまちの魅力や個性を「創造」し、将来につなげていくことで、市民が夢と希望を持ち、心豊かに暮らしていくことのできる「自立」したまちを目指す	人・自然・文化がおりなす活力とやさしさのあるまち飛騨高山	(基本目標) ①魅力と活力にあふれるまち ②環境と調和した地球にやさしいまち ③生きがいと誇りを持ち豊かな心を育むまち ④やさしさにつつまれ健やかに暮らせるまち ⑤安全で安心して快適に住めるまち ⑥みんなで作る持続可能なまち

出所)『平成26年度版 高山市のあらまし』p.5などにより筆者作成。

### 5.3 第6次高山市総合計画における福祉観光都市政策

#### (1) 総合計画本文における福祉観光都市政策

基礎資料は、高山市『高山市第六次総合計画』1996年3月である。策定時の市長は、土野守（第9代）であった。日下部尚・前市長の急逝に伴い、旧自治省大臣官房参事官などを歴任した土野守が新市長に選出され、1994年9月4日に着任した。なお飛騨高山モニター旅行の第1回は、1996年11月11日から13日にかけて実施された（山本誠 [2003]、p. 29）。そこでモニター旅行実施前から、総合計画にバリアフリー及びノーマライゼーションが取り入れられていたことになる。

この第6次総合計画では、基本用語は4か所にみられる（表5-2）。高山市総合計画を通じて初出である。しかし同じページに（語句の注）があり、実質的には2か所であるといつてよい。

総合計画を通じて初出なので、4か所の基本用語を全て紹介する。

- ① 〈基本計画〉部門別計画3. いきがいと思いやりのある福祉のまちづくり (1) 健康づくりといきがいのある高齢者福祉に務めます ②いきがいづくりと援護施策の充実  
2 高齢者に対する援護体制の充実 (p. 203)

「高齢者になっても住むことのできる住宅の供給やバリアフリーなどの住宅の研究が必要です。」

- ②（語句の注）(p. 203) 「バリアフリー（住宅）／高齢者や身障者と健常者の間の障害や障壁を取り払うこと。例えば、高低差のある通路や階段昇降が障害となる人、車椅子を使っている人、また視力の弱い人などには狭い通路や便所、浴室は通りにくいため、廊下や階段に手すりや滑り止めなどを設置する必要があります。」

- ③ 〈基本計画〉部門別計画3. いきがいと思いやりのある福祉のまちづくり (2) 心のかよう福祉のまちづくりに務めます ②障害者(児)福祉および児童・ひとり親家庭福祉の推進 1 障害者(児)福祉体制の充実 (p. 217)

「障害者福祉の基本理念であるノーマライゼーションの達成のため、障害者が地域の中で普通に生活できるような環境を整備する必要があります。」

- ④（語句の注）(p. 217) 「ノーマライゼーション／高齢者や障害を持つ人を特別視せず、普通の人と同じように、ともに暮らすことができる社会こそが普通（ノーマル）であるという福祉の基本的な考え方のこと。」

バリアフリーが住宅に関連して記述されたのは自然なことである。バリアフリーとい

No.	バリアフリー(BF)	ノーマライゼーション(NM)	ユニバーサルデザイン(UD)	情報バリアフリー	福祉観光都市	ページ	関係部分	表現
1	2					p.203	〈基本計画〉高齢者福祉	BFなどの住宅の研究が必要
2		2				p.217	〈基本計画〉障害者(児)福祉	障害者福祉の基本理念であるNMの達成
合計	2	2	0	0	0			

注) 国際観光都市づくりについては、332ページから340ページに記述されている。

出所) 高山市『高山市第六次総合計画』1996年3月により筆者作成。

表5-2 高山市第6次総合計画にみられる福祉観光都市政策関係用語



用語は、当時は住宅などにおけるハード的バリアーについて認識されていた<sup>(注4)</sup>。

## (2) 調査・分析編における福祉観光都市政策

基礎資料は、高山市『高山市第六次総合計画－調査・分析編－』1996年3月である。この冊子は、市民の意識調査、本市の現状分析などの結果をとりまとめたものであり、第5次総合計画までは総合計画の冊子の後ろの方に収録されていた。

主な意見を紹介すると以下ようになる。5種類の基本用語は使用されていないが、モニターツアーで見出された問題点について既に様々な要望が市民から出ていたことが分かる。

### ① 市民懇談会 北校下 (p.106)

- ・身障者に利用しやすい新市庁舎を望む (現市庁舎のスロープは使えない)
- ・市民文化会館に高齢者、障害者用にスロープ、手すりなどを設置する

### ② 障害者が望むまちづくり 車椅子レクスポーツの会 [6月19日 参加者 男5人、女3人] (p.159)

- ・グレーチングの溝の幅を狭くする
- ・福祉タクシーなどの移動手段の整備を
- ・公共施設をつくる時は設計前に障害者との意見交換の場を
- ・障害者用のトイレを男女別々に

## 5.4 第6次高山市総合計画〈後期〉における福祉観光都市政策

基礎資料は、高山市『高山市第六次総合計画－後期－』2001年3月である。後期についても『調査・分析編』はあるが、統計データの分析が主であって個人や組織の意見は掲載されていない。

1996年の第5次総合計画策定後の1998年1月の市長年頭挨拶において「バリアフリーのまちづくり宣言」がなされた (飛騨高山観光客誘致促進東京事務所 [2000])。

この後期計画においては、①基本計画の[序説]3. 計画の視点に「(5) バリアフリーのまちづくり」の項目が設けられ、また②基本計画の項目名に「バリアフリー」が、③基本計画の施策として「福祉観光都市」が現れている。以上は、高山市の総合計画を通じて唯一のことである。以下のようなものである。

### ① [序説]

#### 3. 計画の視点

##### (5) バリアフリーのまちづくり

この項の全文を紹介する (p.7)。「市民生活のあらゆる分野で何の障壁もないバリアフリーのまちづくり」とバリアフリーは非常に広く捉えられている。

「交通網・通信網の発達により都市間、地域間、国際間の様々な障壁が取り払われてい

ます。

広域交流・国際交流の一層の拡大をはかるとともに、誰もが必要な情報を必要なときに容易に入手することのできる情報バリアフリーの環境整備をすすめます。

また、誰もが健康で幸福な生活を送ることのできる社会を形成するため、道路や公共施設などにおけるバリアフリーの推進はもとより、労働環境や家庭環境における男女の障壁、地域活動や社会活動への高齢者や障害者の参加における障壁、IT（情報技術）の活用における障壁などを取り除き、市民生活のあらゆる分野で何の障壁もないバリアフリーのまちづくりをすすめます。」

② 「基本計画」いきがいと思いやりのある福祉のまちづくり一人にやさしい福祉の生活空間づくりー

(2) 心のかよう福祉のまちづくりに務めます

②障害者（児）福祉および児童・ひとり親家庭福祉の推進

▶バリアフリーのまちづくり

冊子に現れた5種類の基本用語の一覧を示す（表5-3）。この『高山市第六次総合計画〈後期〉』では、「バリアフリー」が41か所にも使用されており、圧倒的に数が多い。個々の具体的なバリア（障壁）の解消に向けて、丁寧に記述されているといえよう。また情報バリアフリーがこの後期計画で初めて現れている。情報バリアフリーは、特に視覚・聴覚障害者の生活や旅行で重要であるが、近年では外国人に対する情報バリアフリー対策も外客集客の立場で重要となってきた（山本誠 [2003]、pp. 160-169を参照）。

③ 「福祉観光都市」が高山市総合計画を通じて、この後期計画にのみ現れている。巻末の用語解説（p. 208）には「まち全体のバリアフリー化をすすめ、市民や訪れる人々が集い、ふれあい、交流し、誰もが安全・安心・快適に過ごせる都市。高山市の目指す都市像のひとつ」と記され、重要視されていることが明確である。参考文献に示したように、各

表5-3 高山市第6次総合計画〈後期〉にみられる福祉観光都市政策関係用語

No.	バリアフリー(BF)	ノーマライゼーション(NM)	ユニバーサルデザイン(UD)	情報バリアフリー	福祉観光都市	ページ	関係部分	表現
1	3			1		p.7	[序説]3. 計画の視点	(5)バリアフリーのまちづくり
2	1					p.54	[基本計画]土地利用	歩道の確保などBF対策を推進
3	1					p.61	[基本計画]中心市街地	BFの道路整備
4	1					p.63	[基本計画]中心市街地	道路のBF化
5				1		p.73	[基本計画]情報コミュニケーション	情報BFの環境づくり
6	1					p.88	[基本計画]安全な市民生活	BF対策事業
7	2					p.89	[基本計画]安全な市民生活	BFの道路環境を整備
8	3					p.91	[基本計画]安全な市民生活	道路のBF化、グレーチング改良
9	1					p.93	[基本計画]快適な居住環境	BF住宅への改造助成
10	1					p.110	[基本計画]いきがいと思いやり	BFのまちづくり
11	1					p.117	[基本計画]高齢者が安心して	BF住宅への改造助成
12		1				p.120	[基本計画]あたたかい福祉の	NMを基本理念として市民一人ひとりが
13		1		1		p.121	[基本計画]あたたかい福祉の	NMとUDの理念、・・・理解と活動を推進
14	6					p.126	[基本計画]バリアフリーのまちづくり	BFのまちづくり、環境整備、心のBF
15	5	1				p.127	[基本計画]バリアフリーのまちづくり	BF型の市営住宅、まち全体をBF化
16	5					p.131	[基本計画]子どもにやさしい	公立学校のBF化
17	2					p.170	[基本計画]心ふれあう観光地	BFの観光地づくり
18	4				1	p.171	[基本計画]心ふれあう観光地	観光施設のBF化、福祉観光都市の形成
19	2	2			2	p.175	[基本計画]魅力あふれる観光地	福祉観光都市の推進、NM会議を開催
20	2	1			1	p.208	[基本計画]資料 用語解説	NM、BF、BF住宅、福祉観光都市
合計	41	6	1	2	4			

出所)高山市『高山市第六次総合計画〈後期〉』2001年3月により筆者作成。

種の論文・記事においては、「福祉観光都市」は高山市の都市政策の名称としてしばしば使用されてきた。

なお巻末の用語解説 (pp. 208-209) には、5種類の基本用語などは次のように説明されている。既に説明した「福祉観光都市」を除いて引用する。

- ・ノーマライゼーション：障害を特別視するのではなく、一般社会のなかで普通の生活を送れるような条件を整えることが大切であり、ともに生きる社会こそが普通の(ノーマルな)社会であるという考え。
- ・バリアフリー：障害者や高齢者が生活していく際の障壁(バリア)を取り除き(フリー)、誰もが暮らしやすい生活・社会環境をつくろうという考え。
- ・バリアフリー住宅：障害者や高齢者が生活しやすいように、床の段差解消や手すりの設置など、様々な障壁(バリア)をなくした(フリー)住宅。
- ・ユニバーサルデザイン：障害者・高齢者・健常者などの区別なく、誰もが分け隔てなく使える、通れる、住めるように、商品・まち・公園・建物などを設計、デザインしようとするもの。

## 5.5 第7次高山市総合計画における福祉観光都市政策

### (1) 総合計画本文における福祉観光都市政策

基礎資料は、高山市『高山市第七次総合計画』2005年3月である。

高山市は2005年2月1日に、旧・高山市は、丹生川村、清見村、荘川村、宮村、久々野村、朝日村、高根村、国府町、上宝村を編入合併した。合併後の初めての総合計画の策定である。高山市の面積は、2,177.67 km<sup>2</sup>となり、ほぼ東京都と匹敵する日本一面積の広い市になった。

この第7次総合計画の大きな特徴は、基本構想のうち、1基本理念において、「まちづくりの基本理念を「住みよいまちは 行きよいまち」と定めます」(p.19)とされたことである。市民の定住環境と多くの人々の交流環境の両者の整備を進める趣旨が、以下のように述べられている。

「この基本理念は、豊かな自然環境と長い歴史に培われてきた伝統を活かしながら、誰もが住みやすく、住みたくなるような落ち着いた定住環境と多くの人が集い、ふれあえるようにぎわいのある交流環境の整備をすすめるという今後のまちづくりの基本的な考え方を示したものです。」(p.19)

山本誠[2003, p.28]には、この基本理念に関連して「このモニター旅行のテーマとして、市民への福祉政策、そして高山へ来られる方々の滞在環境へ効果をもたらすことへの期待から、(筆者注：1995年に設立された飛騨高山観光客誘致促進東京事務所の活動の)計画作成中に「住みよい町は行きよい町」にしようという合意が生まれ、以来、高山市の諸施策の大きなスローガンとなっている」とのことである。観光地として、優れた基本理念であると筆者は敬意を表したい。

表5-4 高山市第7次総合計画にみられる福祉観光都市政策関係用語

No.	バリアフリー(BF)	ノーマライゼーション(NM)	ユニバーサルデザイン(UD)	情報バリアフリー	福祉観光都市	ページ	関係部分	表現
1			1			p.23	[基本構想]2分野別目標 地域福祉	UDの考え方
2	1		2			p.51	[基本計画]地域福祉	UDの考え方、BFのまちづくり
3	2		4			p.53	[基本計画]地域福祉	UD配慮した、民間施設におけるBF
4			2			p.72	[基本計画]道路・交通	UDに配慮した道路の整備、JR車両の整備
5	1					p.73	[基本計画]道路・交通	道路BF化整備事業
6			1			p.88	[基本計画]安全	UDに配慮した道路の整備
7			1			p.94	[基本計画]観光	UDに配慮した観光関連施設の整備
8	1					p.133	[基本計画]地域別目標 一之宮地域	臥龍公園のBF化などの整備
合計	5	0	11	0	0			

出所)高山市『高山市第七次総合計画』2005年3月により筆者作成。

第7次総合計画の中に記述された5種類の基本用語を表5-4に示す。第6次総合計画(後期)と比較すると、「バリアフリー」が減少して「ユニバーサルデザイン」が増加し、「ユニバーサルデザイン」の方が優勢になっている。「バリアフリー」は個々の障壁を具体的に指す場合に使用されることが多いのに対して、「ユニバーサルデザイン」は抽象的であるがより広い概念であるので、高山市の福祉観光都市づくりの姿勢を包括的に示すには、「ユニバーサルデザイン」の方がなじみやすいのかもしれない。使用されている分野は幅広いが、道路・交通、地域福祉に多く見られる。

なおこの第7次総合計画には、用語解説は掲載されていない。

## (2) 調査・分析編における福祉観光都市政策

基礎資料は、高山市『高山市第七次総合計画－調査・分析編－』2005年3月である。

5種類の基本用語の使用一覧を表5-5に示す。この冊子では、すべて「バリアフリー」が使われており、個別の具体的な施策や要望を記述する場合には、「バリアフリー」が使いやすい、ということではないかと推測する。市民の声などからは、幅広い分野でバリアフリーの要望が寄せられていることが分かる。

### 5.6 第7次高山市総合計画(後期)における福祉観光都市政策

基礎資料は、高山市『高山市第七次総合計画(後期)』2010年3月である。

第7次総合計画後期においては、「ユニバーサルデザイン」の使用がより一層優勢となり、

表5-5 高山市第7次総合計画(調査分析編)にみられる福祉観光都市政策関係用語

No.	バリアフリー(BF)	ノーマライゼーション(NM)	ユニバーサルデザイン(UD)	情報バリアフリー	福祉観光都市	ページ	関係部分	表現
1	2					p.20	[既存計画等] 道路・交通	BFに配慮した安全で便利な生活道路
2	2					p.21	[既存計画等] 道路・交通	BF歩道空間整備計画を速やかに策定
3	2					p.22	[既存計画等] 住宅・公園	BFに配慮した市営住宅を整備
4	1					p.27	[既存計画等] 安全	BFに配慮した安全で便利な生活道路
5	1					p.28	[既存計画等] 観光	宿泊施設や道路のBF化
6	1					p.115	[市民の声など] 地域福祉	BF化を(道路、施設、心)
7	2					p.119	[市民の声など] 障害者福祉	既存施設のBF化を
8	2					p.125	[市民の声など] 道路・交通	歩道の完全BF化を
9	3					p.126	[市民の声など] 道路・交通	BF化の推進、BFを郊外へも、BF整備
10	1					p.127	[市民の声など] 道路・交通	道路の整備を(BF含む)
11	1					p.144	[市民の声など] 商業	民間施設のBF化に対する補助制度の緩和
12	1					p.158	[市民の声など] 行財政運営	公共施設のBF化を
合計	19	0	0	0	0			

出所)高山市『高山市第七次総合計画－調査分析編－』2005年3月により筆者作成。

表5-6 高山市第7次総合計画（後期）にみられる福祉観光都市政策関係用語

No.	バリアフリー(BF)	ノーマライゼーション(NM)	ユニバーサルデザイン(UD)	情報バリアフリー	福祉観光都市	ページ	関係部分	表現
1			1			p.20	[基本構想] 分野別目標	BFの考えにもとづくまちづくり
2	1		2			p.48	[基本計画]地域福祉	UDの考え方、BFのまちづくり
3	1		3			p.50	[基本計画]地域福祉	UDに配慮した、民間事業者のBFの取組み
4		1				p.56	[基本計画]障がい者福祉	NMの考え方にもとづく環境づくり
5			2			p.67	[基本計画]道路・交通	UDに配慮した道路、施設の整備
6			1			p.81	[基本計画]安全	UDに配慮した道路の整備
7			1			p.86	[基本計画]観光	UDに配慮した道路の施設整備
8			1			p.87	[基本計画]観光	UDに配慮した観光関連施設の整備
合計	2	1	11	0	0			

出所) 高山市『高山市第七次総合計画(後期)』2010年3月により筆者作成。

「バリアフリー」はわずかに2か所に使用されているにすぎなくなった。(表5-6参照)

### 5.7 第8次高山市総合計画における福祉観光都市政策

基礎資料は、高山市『高山市第八次総合計画』2015年3月である。この総合計画においては、別冊の調査・分析編はなく、巻末に資料編が収められている。

この第8次総合計画は、2010年に就任した國島芳明市長(第10代)の策定したものである。大きな特徴は、地方自治法上の市町村の基本構想策定義務がなくなったために(第4-1節参照)、基本構想が定められていないことである。

5種類の基本用語の掲載状況を表5-7に示す。第7次総合計画と同様に、「バリアフリー」は少なく、「ユニバーサルデザイン」の使用が優勢である。基本計画の幅広い分野で「ユニバーサルデザイン」が使用されていることが分かる。

総合計画の巻末に用語解説(pp.201-203)があるので、紹介する。

- ・バリアフリー観光：障がい者、高齢者、子ども連れ・妊婦、外国人などすべての人が何の障壁もなく安心して楽しむことができる観光の形態。
- ・ユニバーサルデザイン：障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう、あらかじめ、都市や生活環境をデザインする考え方。

この第8次総合計画の策定に際して、高山市経営戦略立案に係る有識者会議が設置され、観光戦略が3名の有識者により検討された。その提言書が2014年3月に提出され、総合計

表5-7 高山市第8次総合計画にみられる福祉観光都市政策関係用語

No.	バリアフリー(BF)	ノーマライゼーション(NM)	ユニバーサルデザイン(UD)	情報バリアフリー	福祉観光都市	ページ	関係部分	表現
1			2			p.35	[基本計画] 経済・雇用プロジェクト	民間事業者のUDに配慮
2	1					p.50	[基本計画]1産業・労働 観光	BF観光の推進
3	1					p.51	[基本計画]1産業・労働 観光	BF観光の推進
4			2			p.108	[基本計画]4福祉・保健 地域福祉	UDの考え方にもとづく
5	1		3			p.109	[基本計画]4福祉・保健 地域福祉	BF化への支援、UDに配慮した取組
6			1			p.133	[基本計画]5基盤・安全 道路	道路施設のUD化の推進
7			1			p.134	[基本計画]5基盤・安全 道路	道路施設のUD化の推進
8			2			p.137	[基本計画]5基盤・安全 公共交通	UDへの配慮
9			1			p.139	[基本計画]5基盤・安全 住宅公園	UD化など「質的確保」
10			2			p.140	[基本計画]5基盤・安全 住宅公園	UD化の促進
11			1			p.141	[基本計画]5基盤・安全 住宅公園	UD化による環境整備の促進
12	1					p.201	[資料編]10用語の解説	バリアフリー観光
13			1			p.203	[資料編]10用語の解説	ユニバーサルデザイン
合計	4	0	16	0	0			

注) 総合計画冊子のpp.46-47の「分野別計画の見方」にBF観光(2か所)があるが、同一紙面が使われているので、カウントしない。

出所) 高山市『高山市第八次総合計画』2015年3月により筆者作成。



画書にも掲載されている（pp. 181－182）。しかし、3回の会議録のうち有識者の発言にはバリアフリー観光あるいはユニバーサルツーリズムには言及がなく、有識者がどのように高山市の評価をしているか分からなくてまことに残念である<sup>(注5)</sup>。

## 5.8 まとめ

高山市の総合計画は、1969年策定の第1次総合計画から2015年策定の第8次総合計画までが策定された。1991年策定の第5次総合計画から、前期基本計画と後期基本計画が定められた。以上の策定経過の中で、福祉観光都市政策に関連する変遷をまとめると以下のようになる。

総合計画の文中にバリアフリーあるいはノーマライゼーションという用語が初めて使用されたのは第6次総合計画（1996年）（第9代土野守市長）の基本計画であり、その調査・分析編では個別に様々な市民の要望が出されている。しかし、第5次総合計画（1991年）（第7代平田吉郎市長）において、バリアフリーあるいは情報バリアフリーに相当する施策が既に盛り込まれている。

2001年策定の第6次総合計画〈後期〉の基本計画においては、①〔序説〕計画の視点に「バリアフリーのまちづくり」の項目が設けられ、また②項目名に「バリアフリー」が、③施策として「福祉観光都市」が現れている。以上は、高山市の総合計画を通じて唯一のことである。

市町村合併後の初の総合計画である、2005年策定の第7次総合計画においては、まちづくりの基本理念が「住みよいまちは 行きよいまち」と定められた。これは市民の定住環境と多くの人々の交流環境の両者の整備を進める趣旨であった。この総合計画では、バリアフリーの用語の使用例は少なくなり、より一般的、抽象的なユニバーサルデザインの使用例が増えた。しかし調査・分析編においては、バリアフリーが多様されており、個別の施策や要望を記述するには、バリアフリーが使いやすい、と思われる。2010年策定の第7次総合計画〈後期〉では、ユニバーサルデザインの使用がより優勢となった。

2015年策定の第8次総合計画（第10代國島芳明市長）においては、やはりユニバーサルデザインの使用が優勢となっているが、市政の幅広い分野で使用されているようになってきており、新市長によっても福祉観光都市政策が継承されているように総合計画からは読み取れる。

こうした一連の高山市の努力によって、高山市は国を始め様々な機関から表彰を受けることとなった<sup>(注6)</sup>。例えば、2005年には、毎日・地方自治体大賞奨励賞を毎日新聞社から受賞しているが、その受賞理由は、「安全・安心・快適なバリアフリーのまちづくりが評価された」とされている（高山市 [2015] p. 15による）。

## 6. 結論と残された課題

### 8.1 結論

福祉観光政策に先駆的に取り組んだ岐阜県高山市の政策効果を検証するための基礎的な分析として、以下の4つの課題に取り組んだ。高山市総合計画の変遷を把握することが中心課題であるが、総合計画は「市政の大方針を市が表明したもの」であり、これら研究課題にふさわしい。

**研究課題1：福祉観光都市政策の必要性を日本の人口と旅行者数の将来推計から明らかにすること**

21世紀において日本の人口は2010年の約1億2,800万人から2060年の約8,700万人へ大幅に減少することがほぼ確実であり、同時に2010年から2030年の期間でも宿泊旅行は16.9%の減少が予測されている。高齢旅行者が増加する21世紀の日本においては、高齢者家族の随伴旅行も考慮すると、福祉観光都市政策が一層重要となる。

**研究課題2：ユニバーサルツーリズムの全国的な取り組みを整理すること**

国土交通省、観光庁は2008年から各種の委員会、検討会で研究を続け、誰もが気兼ねなく参加できる旅行を目指すユニバーサルツーリズムの促進政策を研究してきた。2008年国土交通省の検討会では、高山市は先進都市の例として高い評価を受けている。一方で、地域の「受入拠点」を重視、研究する最近の検討会においては、高山市は文書に現れなくなっている。

**研究課題3：地方自治法における総合計画の位置づけの変化を整理すること**

1947年の地方自治法の制定時には定めがないが、1969年の改正で「基本構想」の策定が市町村においては義務づけられ、総合的かつ計画的な行政がこれに即して行うこととされた。2011年の地方自治法の改正で、地方分権推進の観点から上記の規定は削除された。

**研究課題4：高山市総合計画における福祉観光都市政策の変遷を整理すること**

高山市の総合計画は、1969年の第1次総合計画から2015年の第8次総合計画までが策定された。

総合計画の文中にバリアフリーあるいはノーマライゼーションという用語が初めて使用されたのは第6次総合計画(1996年)の基本計画である。しかし、第5次総合計画(1991年)において、相当する施策が既に盛り込まれている。

2001年策定の第6次総合計画〈後期〉においては、基本計画の①「視点」に「バリアフリーのまちづくり」が、また②項目名に「バリアフリー」が、③施策として「福祉観光都市」が現れている。以上は、高山市の総合計画を通じて唯一のことである。

市町村合併後の初の総合計画である、2005年策定の第7次総合計画においては、まちづくりの基本理念が「住みよいまちは 行きよいまち」と定められた。バリアフリーの用語の使用例は少なくなり、ユニバーサルデザインの使用例が優勢となった。

2015年策定の第8次総合計画においては、やはりユニバーサルデザインの使用が優勢となっているが、市政の幅広い分野で使用されるようになってきている。

こうした一連の高山市の努力によって、高山市は国を始め様々な機関から表彰を受けることとなった。

## 8.2 残された課題

残された課題は多いが、3点の課題を挙げておきたい。

第1の課題は、高山市に並ぶ先行都市を見出して、その総合計画を調べることである。但し現在のところ、高山市に匹敵する先行都市は、各種の文献からは見出していない。

第2は、市民の受け取り方の実態把握である。「市民の福祉増進が、実は観光客誘致に大いに役立つ」という考え方を市民がどのように受け止めたか、という問題である。

残された課題の第3は、1994年のハートビル法、2000年の交通バリアフリー法、2006年のバリアフリー新法など政府の様々な施策が高山市の福祉観光都市政策にどのように作用したかを把握することである。

### 〈注〉

- 1 日本政策投資銀行（2012）の需要モデルの推定結果は以下のとおり（p. 12）。

$$\ln(\text{邦人宿泊旅行延べ参加回数}) = -8.809 + 1.306 \times \ln(\text{生産年齢人口}) + 0.295 \times \ln(\text{実質GDP}) - 0.195 \times \ln(\text{パソコン普及率})$$

(1.703) (2.134) (-1.939)

補正  $R^2 = 0.793$  推計期間：1974年～2009年（ ）内は t 値

ここで、延べ参加回数＝宿泊旅行参加率×参加回数（参加者平均）×人口。

将来推計の仮定：実質GDPは年率1.0%成長と仮定、パソコン普及率は横ばいと仮定。

- 2 観光庁のユニバーサルツーリズムのホームページは以下のとおり。2015年4月25日閲覧。

<http://www.mlit.go.jp/kankocho/shisaku/sangyou/manyuaru.html>

- 3 最近、新聞記事で紹介されたバリアフリー旅行についての新聞記事を紹介する。

- ① 2009年12月9日、読売新聞（夕刊）「介助つき旅行人気」
- ② 2012年8月28日、中部経済新聞「介護付き海外ツアー本格化」（ちくたく亭）
- ③ 2012年12月26日、中日新聞「快適介護付きツアー NPO法人の活動広がる トイレや異動安心 「現地の人材」充実へネット」（NPO法人ウィズアス、神戸市）
- ④ 2013年6月13日、日本経済新聞（夕刊）「バリアフリー旅行手助けの輪 NPO、介助者紹介や養成 障害者や要介護者を元気に」（伊勢志摩バリアフリーセンター）
- ⑤ 2014年4月28日、中部経済新聞「選択肢広がる高齢者の旅 トラベルヘルパーが手

助け」（「あ・えるクラブ」、JTB、沖縄県うるま市）

- ⑥ 2014年9月6日、中部経済新聞「車いすでも楽しく観光 沖縄本島は福祉リゾート」
  - ⑦ 2015年2月2日、中部経済新聞「看護師付き添い古里へ 活用広がる長距離移動サービス 保険適用外費用は自己負担 孫の結婚式で再会喜ぶ 親友と温泉旅行の例も」
  - ⑧ 2015年2月7日、日本経済新聞（夕刊）「車いすでも楽しい旅を 清水寺段差なく参拝 旅行会社「看護師」添乗」
  - ⑨ 2015年4月22日、日本経済新聞「障害者の旅自由に快適に 温泉で介助・使いやすい食器・・・ NPO、普及へ活動 観光庁も後押し」
- 4 筆者が国立国会図書館で見出したバリアフリー関係の最古の文献は日本建築学会発行の以下の文献目録である。日本建築学会建築計画委員会ハンディキャップ小委員会編、『障害者・老人を考慮した建築・設備等関連文献目録 昭和30年～昭和53年度・日本編』、社団法人日本建築学会、1973年9月。この文献目録は、書名に昭和30年（1955年）からとまっているが収録されている最古の論文は、昭和35年発行分である。
- 5 高山市経営戦略立案に係る有識者会議の会議録は以下のとおりであり、高山市ホームページで閲覧可能である。
- ・第1回高山市経営戦略立案に係る有識者会議議事要旨（2013年12月20日、17ページ）  
資料7「高山市の観光振興について ゆくたび感動！ =住みよいまちは 行きよいまち=」（46ページ）
  - ・第2回高山市経営戦略立案に係る有識者会議【観光戦略】議事要旨（2014年1月17日、13ページ）
  - ・第3回高山市経営戦略立案に係る有識者会議議事要旨（2014年2月17日、25ページ）
- 6 バリアフリー、ユニバーサルデザイン関係の表彰歴は以下のとおりである（高山市『高山市のあらまし 平成26年度』pp.14-15による）。
- 平成16（2004）年 優秀観光地づくり賞金賞（国土交通大臣）
  - 平成17（2005）年 毎日・地方自治体大賞奨励賞（毎日新聞社）
  - 平成18（2006）年 毎日・地方自治大賞奨励賞（毎日新聞社）
  - 平成20（2008）年 地域づくり総務大臣表彰（総務大臣）
  - 平成21（2009）年 国土交通省バリアフリー化推進功労者大臣表彰（国土交通省）
  - 平成24（2012）年 第4回観光庁長官表彰（観光庁）

## 〈参考文献〉

- 秋山哲男・松原悟朗・清水政司・伊澤岬・江守央、2010、「第3章 街を歩いて楽しめるユニバーサルデザイン事例 3.9 岐阜県高山市－歴史的観光地」、『観光のユニバーサルデザイン 歴史都市と世界遺産のバリアフリー』、学芸出版社、pp. 110-114.
- 安藤裕、2004、「連載Report「挑戦」自治体(32) 福祉観光都市を目指し、バリアフリーのまちづくりを推進－岐阜県高山市」、『ガバナンス』、No. 33、pp. 88-91.
- (花森安治)、1963、「山のむこうの町 日本紀行 その2 飛騨高山」、『暮しの手帖』、No. 72、pp. 5-23. (記事に著者名はないが、花森安治といわれている)
- 飛騨高山観光客誘致促進東京事務所、2000、「住みよい町は行きよい町－バリアフリーの福祉観光都市を創る高山市－」、『ノーマライゼーション』、Vol. 20、No. 8 (特集 旅に出よう)、pp. 24-27.
- 猪熊ひろか、2005、「バリアフリー化された「まち」を「手段」として捉えること－岐阜県高山市バリアフリーのまちづくりを事例に」、『現代社会理論研究』、No. 15、pp. 349-358.
- 井上滋樹、2004、「第5章 ユニバーサルサービスタウン」、『ユニバーサルサービス』、岩波書店、pp. 159-185. (高山市の取り組みの紹介が、本書の160ページから172ページにある)
- 伊藤薫、2011、「岐阜県飛騨地域の人口と経済・産業について－人口減少と所得水準低下の相互関係の分析－」、*Review of Economics and Information Studies* (岐阜聖徳学園大学経済情報学部紀要)、Vol. 11、No. 3・4、pp. 25-66.
- 伊藤薫、2012、「岐阜県飛騨地域の観光産業について－高山市を例として－」、*Review of Economics and Information Studies* (岐阜聖徳学園大学経済情報学部紀要)、Vol. 13、No. 1・2、pp. 35-63.
- 伊藤薫、2013a、「観光地間と観光地内の競争と協力について－岐阜県飛騨地域のケーススタディー」、*Review of Economics and Information Studies* (岐阜聖徳学園大学経済情報学部紀要)、Vol. 13、No. 3・4、pp. 21-45.
- 伊藤薫、2013b、「飛騨地域の観光消費の経済波及効果について－2005年飛騨地域産業連関表を利用して－」、*Review of Economics and Information Studies* (岐阜聖徳学園大学経済情報学部紀要)、Vol. 14、No. 1・2、pp. 35-59.
- 伊藤薫、2014a、「観光地間と観光地内の競争と協力－岐阜県飛騨地域のケーススタディー〈報告要旨〉」、『日本中小企業学会論集』(日本中小企業学会)、No. 33、pp. 265-268.
- 伊藤薫、2014b、「飛騨地域の観光地間と観光地内の競争と協力－中小企業を中心とする実証的分析－」*Review of Economics and Information Studies* (岐阜聖徳学園大学経済情報学部紀要)、Vol. 15、No. 1・2、pp. 49-72.



- 伊藤薫、2015、「(研究ノート) 岐阜県高山市の福祉観光政策の評価と展望—文献調査の結果と今後の研究方向—」 *Review of Economics and Information Studies* (岐阜聖徳学園大学経済情報学部紀要)、Vol. 15、No. 3・4、pp. 45-60.
- 蟹井進、2006、「プロジェクト・ノート143 情報バリアフリー実証実験(高山市の事例)」、『都市計画』、No. 260、pp. 72-73.
- 観光庁観光産業課、2012、「ユニバーサルツーリズムにおけるサービス提供に関する調査【概要】」.
- 観光庁観光産業課、2012、「ユニバーサルツーリズムにおけるサービス提供に関する調査報告書」.
- 観光庁観光産業課、2013、「ユニバーサルツーリズム促進に向けた地域活動実態調査【概要】」.
- 観光庁観光産業課、2013、「ユニバーサルツーリズム促進に向けた地域活動実態調査報告書」.
- 観光庁観光産業課、2014、「ユニバーサルツーリズムの普及・促進に関する調査報告書」.
- 観光庁観光産業課、2014、「ユニバーサルツーリズムに対応した観光地づくり(バリアフリー観光地づくり)のための地域の受入体制強化マニュアル」.
- 片岡吉則、2011、「「国際観光都市 飛騨高山」の観光戦略」、(財)日本交通公社『平成22年度観光実践講座講義録 街を活かす 街を楽しむ』、pp. 61-74.
- 小林一輝、2004、「ホテルにおけるユニバーサルルームの考え方“高山グリーンホテルの取り組み”」(第6回日本福祉のまちづくり学会全国大会、セッション2a「高山市のまちづくり」)、『福祉のまちづくり研究』、Vol. 5、No. 2、p. 15.
- 国土交通省総合政策局、2008、「誰もが旅行を楽しめる環境づくりのために～観光のユニバーサルデザイン化をめざして～」.
- 国土交通省総合政策局、2008、「観光のユニバーサルデザイン化 手引き集～誰もが旅行を楽しめる環境づくりのために～」.
- 国立社会保障・人口問題研究所、2012、「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」.
- 小瀬光則、2004、「情報バリアフリーのコンセプトと観光情報システムの導入」(第6回日本福祉のまちづくり学会全国大会、セッション2a「高山市のまちづくり」)、『福祉のまちづくり研究』、Vol. 5、No. 2、pp. 14-15.
- 宮井久男、2000、「バリアフリー観光の展開と課題」、『岩手県立大学宮古短期大学部研究紀要』、Vol. 11、No. 1、pp. 7-19. (第3節に高山市の紹介がある)
- 宮井久男、2002、「ユニバーサルデザインによる観光地ルネッサンス」、波田永実編著、船橋邦子・田村太郎・宮井久男・小暮宣雄・北岡敏信、『自治体政策とユニバーサルデザイン』、学陽書房、pp. 77-109. (第5節に高山市の紹介あり)
- 森嶋由紀子、2013、「岐阜県高山市の福祉観光事業」、川村匡由・立岡浩編著『観光福祉論』、

- ミネルヴァ書房、pp. 159-171.
- 森田美佐子・川原晋、2013、「観光地におけるバリアフリーの考え方と進め方に関する研究：高山市の行政主催モニターツアーと市民まちづくり活動に着目して」、『観光科学研究』、(6)、pp. 95-101.
- 毛利甚八、2000、「飛騨高山、バリアをはずす試み」、『旅』、JTB、Vol. 74、No. 3、pp. 143-146.
- 日本建築学会建築計画委員会ハンディキャップ小委員会編、1973、『障害者・老人を考慮した建築・設備等関連文献目録 昭和30年～昭和53年度・日本編』、社団法人日本建築学会.
- 日本政策投資銀行、2012、「宿泊旅行を中心とした観光の課題と展望－東北における震災の調査を踏まえて－」.
- 清水敬、2003、「住みよいまちは行きよいまち（福祉観光都市をめざして）」、日本トイレ協会編、『「第19回全国トイレシンポジウム」高山大会 『トイレが創る住みよいまちシンポジウム』資料集』、pp. 97-100.
- 鈴木勝、2011、「観光による地域活性化事例（第2回）「多言語発信」と「観光統計」に秀でた観光戦略シティー岐阜県高山市」、『地銀協月報』、No. 616、pp. 36-39.
- 高山市、1991、『高山市第五次総合計画』.
- 高山市、1996、『高山市第六次総合計画』.
- 高山市、1996、『高山市第六次総合計画－調査・分析編－』.
- 高山市、2001、『高山市第六次総合計画〈後期〉』.
- 高山市、2005、『高山市第七次総合計画』.
- 高山市、2005、『高山市第七次総合計画－調査・分析編－』.
- 高山市、2010、『高山市第七次総合計画〈後期〉』.
- 高山市、2015、『高山市第八次総合計画』.
- 高山市企画管理部企画課、2005、「誰にもやさしいまちづくり～福祉観光都市を目指して～」、『国土交通』、No. 57（特集 ユニバーサルデザインと国土交通行政）、p. 29.
- 高山市企画管理部企画課、2010、「フォーラム2010「ESCAPアジア太平洋・2009バリアフリー高山会議」の報告」、『ノーマライゼーション』、Vol. 30、No. 2（通巻343号）、pp. 43-45.
- （公益財団法人）東京市町村自治調査会、2013、『市町村の総合計画のマネジメントに関する調査研究報告書』（平成24年度調査研究報告書）（委託先：三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社）.
- 高山市企画管理部企画課、2014、『高山市のあらまし 平成26年度』.
- 高山市商工観光部観光課、2015、『平成26年 観光統計』.
- 土田夢子・羽生冬佳、2006、「地域紙「高山市民時報」の記事にみる観光まちづくりに対

- する住民の意見の変遷」、『都市計画論文集』、Vol. 41、No. 3、pp. 439-444.
- 土野守、2000、「わが市を語る 高山市(岐阜県) 安心・安全・快適なバリアフリーのまちづくりー二十一世紀の福祉観光都市を目指してー」、『市政』、Vol. 49、No. 9、pp. 69-71.
- 土野守、2003、「バリアフリー政策に終わりはないーインタビュー 土野守 岐阜県高山市・市長」、『建築ジャーナル』、No. 1051 (特集 トイレからみたまちとバリアフリー)、pp. 28-31.
- 土野守、2004、「安全、安心、快適なバリアフリーのまちづくり」(第6回日本福祉のまちづくり学会全国大会、テーマ:総合政策としての福祉のまちづくり、基調講演、2003年7月17日-18日、高山市民文化会館)、『福祉のまちづくり研究』、Vol. 5、No. 2、pp. 1-6.
- 土野守・秋山哲男・高橋儀平・米満弘之・澤村誠志、2004、「福祉の安全、安心、快適なバリアフリーのまちづくり」(第6回日本福祉のまちづくり学会全国大会、福祉のまちづくりの現状と将来展望 パネルディスカッション)、『福祉のまちづくり研究』、Vol. 5、No. 2、pp. 6-10.
- 土野守・白石真澄・古田千尋・鈴木誠、2008、「まちづくりシンポジウムin高山 市民とともに世界に発信! ユニバーサルデザインの都市・高山」、『地域経済 創立40周年記念号』(岐阜経済大学地域経済研究所編)、pp. 87-111.
- 土野守・森隆男、2009、「わがまちの障害福祉計画 岐阜県高山市 岐阜県高山市長 土野守氏に聞く 世界に範たるバリアフリー都市・観光福祉都市“高山”」、『ノーマライゼーション』、Vol. 29、No. 9、pp. 34-37.
- 和田章仁、2005、「飛騨高山における観光振興とホスピタリティに関する考察」、『HOSPITALITY』、No. 12、pp. 13-19.
- 山本誠、1998、「福祉観光都市を目指して」、『観光』、No. 382 (特集 すべての人が旅を楽しむために)、pp. 24-29.
- 山本誠、2001、「地域社会の動向 「生活併存福祉観光都市」を目標にーバリアフリーのまちづくりー高山市」、『エイジング』、Vo. 19、No. 2 (2001年秋号)、pp. 14-18.
- 山本誠、2003、『モニターが創ったバリアフリーのまち 高山市まちづくりレポート 住みよい町は行きよい町』、ぎょうせい.
- 山本誠、2004、「安全・安心・快適なバリアフリーのまちづくりー福祉観光都市高山市の取り組み」、『地域開発』(特集 バリアフリーとまちづくり)、No. 479、pp. 37-42.
- 山本誠、2008、「地域のチャレンジャー 仏ミシュラン観光ガイドで3つ星 バリアフリー推進が高齢者・外国人呼ぶ」、『日経グローバル』、No. 95、pp. 46-47.